

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 特定施設の設置許可申請 〃 ○ 介護医療院の開設許可 ○ 保安林の指定施業要件の変更予定 ○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定 【公 告】 ○ 都市計画の案の作成に関する公聴会の開催		環境管理課 〃 指導監査室 治山課 会計課 都市計画課	
○ 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 開発許可を受けた開発行為に関する工事 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃		建築指導課 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	
目次			担当課（室）
の完了 ○ 〃 〃 〃 〃 ○ 落札者等の決定 【海区漁業調整委員会】 ○ 岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会 の開催			〃 〃 〃 〃 用度課 海区漁業調整委員会

◎岡山県告示第十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 丸大食品株式会社

住 所 大阪府高槻市緑町21番3号

氏 名 代表取締役社長 百 済 徳男

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 丸大食品株式会社岡山工場

所在地 津山市領家1010-1

平成31年1月22日 岡山県公報 第12061号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		廃 止	
種 類		2－イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設（A－10）		2－イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設（A－5）	
能 力		3,000kg／時		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		－	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続9時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	0.5	1	同左	
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6		
	B O D（mg／L）	2,000	2,000		
	C O D（mg／L）	1,200	1,200		
	S S（mg／L）	2,500	2,500		
	油 分（mg／L）	800	800		
	T－N（mg／L）	60	60		
	T－P（mg／L）	15	15		
	大腸菌群数（個／cm ³ ）	10,000	10,000		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成31年1月22日から同年2月12日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び津山市役所

◎岡山県告示第十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 蒜山酪農農業協同組合

住 所 真庭市蒜山中福田958

氏 名 代表理事組合長 長恒 充

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 蒜山ジャーゼーランド

所在地 真庭市蒜山中福田956-222

平成31年1月22日 岡山県公報 第12061号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		新 設		新 設		変 更 前		変 更 後	
種 類		2－イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設（ヨーグルト殺菌冷却タンクN o．1～4）		2－イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設（チーズ用殺菌冷却タンク）		2－イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設（メカニカルチーズバット）		2－ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設（C I P 洗浄施設）		2－ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設（C I P 洗浄施設）	
能 力		540 L／回		同左		500 L／回		360 L／回		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		－		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		－		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		－		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続10時間		連続4時間		同左		断続4時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	0.5	0.625	0.5	1	同左	同左	16	20	13	15.5
	p H	6～11	6～11	同左	同左			6～11	6～11	同左	同左
	B O D（mg／L）	850	1,050					850	1,050		
	C O D（mg／L）	160	200					160	200		
	S S（mg／L）	200	250					200	250		
	油 分（mg／L）	15	20					15	20		
	T－N（mg／L）	30	40					30	40		
	T－P（mg／L）	0.8	1					0.8	1		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

雨水排水口N o．2及び3を新設する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成31年1月22日から同年2月12日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び真庭市役所

平成31年1月22日 岡山県公報 第12061号

◎岡山県告示第十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百七条第一項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

平成三十一年一月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

おぐら整形外科医院介護医療院

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町矢掛二五三三

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人おぐら整形外科医院

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町矢掛二五三三

三 許可年月日

平成三十一年一月一日

四 介護保険事業所番号

三三B二八〇〇〇一六

五 サービスの種類

介護医療院

◎岡山県告示第十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成三十一年一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

高梁市備中町西油野字コビキ五七三六の一、五七三八の一、五七三八の七、五七三九の一、成羽町下原字大鼻一二〇三の一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第十九号

岡山県収入証紙条例（昭和三十九年岡山県条例第二十一号）第五条第一項の規定により、平成三十一年一月十六日付けで、次のとおり岡山県収入証紙売りさばき人を指定した。

平成三十一年一月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

売 り さ ば き 人	住 所	岡山市北区谷万成一―二〇―五〇
氏 名	山室由紀恵	
売 り さ ば き 場 所	岡山市北区谷万成一―二〇―五〇	

〔二七〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成三十一年一月二十二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成三十一年三月十三日午後二時三十分から

二 開催場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成三十一年一月三十一日から同年二月十四日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課、岡山市都市整備局都市計画課、玉野市建設部都市計画課又は赤磐市建設事業部建設課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成三十一年一月三十一日から同年二月十四日まで、岡山県土木部都市局都市計画課、岡山市都市整備局都市計画課、玉野市建設部都市計画課及び赤磐市建設事業部建設課において縦覧に供する。）

五 公聴会の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六一七四九二）

平成31年1月22日 岡山県公報 第12061号

別紙様式

意見書

平成31年1月22日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画整備，開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案に対し，次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

（注）「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔二八〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成三十一年一月二十二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成三十一年三月十四日午前十時から

二 開催場所

倉敷市西中新田六四〇番地 倉敷市役所七階七〇一会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成三十一年一月三十一日から同年二月十四日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課、総社市建設部都市計画課又は早島町建設農林課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成三十一年一月三十一日から同年二月十四日まで、岡山県土木部都市局都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課、総社市建設部都市計画課及び早島町建設農林課において縦覧に供する。）

五 公聴会中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

平成31年1月22日 岡山県公報 第12061号

別紙様式

意見書

平成31年1月22日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

（注）「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭記載すること。

〔二九〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成三十一年一月二十二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開催期日

平成三十一年四月五日午後二時から

二 開催場所

浅口市鴨方町六条院中三〇五〇番地 浅口市役所三階第一会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成三十一年一月三十一日から同年二月十四日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は浅口市産業建設部まちづくり課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができ者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成三十一年一月三十一日から同年二月十四日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び浅口市産業建設部まちづくり課において縦覧に供する。）

五 公聴会の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

平成31年1月22日 岡山県公報 第12061号

別紙様式

意見書

平成31年1月22日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画整備，開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案に対し，次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

（注）「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔二〇〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成三十一年一月二十二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開催期日

平成三十一年四月五日午後二時から

二 開催場所

浅口市鴨方町六条院中三〇五〇番地 浅口市役所三階第一会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成三十一年一月三十一日から同年二月十四日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は浅口市産業建設部まちづくり課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができ者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

鴨方都市計画整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成三十一年一月三十一日から同年二月十四日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び浅口市産業建設部まちづくり課において縦覧に供する。）

五 公聴会中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

平成31年1月22日 岡山県公報 第12061号

別紙様式

意見書

平成31年1月22日付けの岡山県公報で公告された鴨方都市計画整備，開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案に対し，次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

（注）「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔二一〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成三十一年一月二十二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成三十一年三月十九日午後二時から

二 開催場所

浅口郡里庄町里見一一〇七番地二 里庄町福祉会館二階講義室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成三十一年一月三十一日から同年二月十四日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は里庄町農林建設課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができず、者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

鴨方都市計画整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成三十一年一月三十一日から同年二月十四日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び里庄町農林建設課において縦覧に供する。）

五 公聴会の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

平成31年1月22日 岡山県公報 第12061号

別紙様式

意見書

平成31年1月22日付けの岡山県公報で公告された鴨方都市計画整備，開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案に対し，次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

（注）「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔二二〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成三十一年一月二十二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成三十一年三月十三日午後二時三十分から

二 開催場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成三十一年一月三十一日から同年二月十四日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課、岡山市都市整備局都市計画課、玉野市建設部都市計画課又は赤磐市建設事業部建設課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画区域区分の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係図書を平成三十一年一月三十一日から同年二月十四日まで、岡山県土木部都市局都市計画課、岡山市都市整備局都市計画課、玉野市建設部都市計画課及び赤磐市建設事業部建設課において縦覧に供する。）

五 公聴会中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

平成31年1月22日 岡山県公報 第12061号

別紙様式

意見書

平成31年1月22日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域区分の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し上げます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

（注）「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

平成31年1月22日 岡山県公報 第12061号

〔二三〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成三十一年一月二十二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 開催期日

平成三十一年三月十四日午前十時から

二 開催場所

倉敷市西中新田六四〇番地 倉敷市役所七階七〇一会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成三十一年一月三十一日から同年二月十四日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課、総社市建設部都市計画課又は早島町建設農林課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べるこ
とができる者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画区域区分の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成三十一年一月三十一日から同年二月十四日まで、岡山県土木部都市局都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課、総社市建設部都市計画課及び早島町建設農林課において縦覧に供する。）

五 公聴会の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六一七四九二）

平成31年1月22日 岡山県公報 第12061号

別紙様式

意見書

平成31年1月22日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域区分の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し上げます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

（注）「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔二四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成三十一年一月二十二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開催期日

平成三十一年四月五日午後二時から

二 開催場所

浅口市鴨方町六条院中三〇五〇番地 浅口市役所三階第一会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成三十一年一月三十一日から同年二月十四日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は浅口市産業建設部まちづくり課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができず、者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画区域区分の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係図書を平成三十一年一月三十一日から同年二月十四日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び浅口市産業建設部まちづくり課において縦覧に供する。）

五 公聴会中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

平成31年1月22日 岡山県公報 第12061号

別紙様式

意見書

平成31年1月22日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域区分の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し上げます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

（注）「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔二五〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成三十一年一月二十二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成三十一年三月十四日午前十時から

二 開催場所

倉敷市西中新田六四〇番地 倉敷市役所七階七〇一会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成三十一年一月三十一日から同年二月十四日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は倉敷市建設局都市計画部都市計画課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができず、者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画道路の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成三十一年一月三十一日から同年二月十四日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び倉敷市建設局都市計画部都市計画課において縦覧に供する。）

五 公聴会中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

平成31年1月22日 岡山県公報 第12061号

別紙様式

意見書

平成31年1月22日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画道路の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

（注）「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔二六〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成三十一年一月二十二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開催期日

平成三十一年四月五日午後二時から

二 開催場所

浅口市鴨方町六条院中三〇五〇番地 浅口市役所三階第一会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成三十一年一月三十一日から同年二月十四日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は浅口市産業建設部まちづくり課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができず、その数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画道路の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係図書を平成三十一年一月三十一日から同年二月十四日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び浅口市産業建設部まちづくり課において縦覧に供する。）

五 公聴会中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

平成31年1月22日 岡山県公報 第12061号

別紙様式

意見書

平成31年1月22日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画道路の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

（注）「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔二七〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成三十一年一月二十二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開催期日

平成三十一年四月五日午後二時から

二 開催場所

浅口市鴨方町六条院中三〇五〇番地 浅口市役所三階第一会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成三十一年一月三十一日から同年二月十四日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は浅口市産業建設部まちづくり課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができ者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

鴨方都市計画道路の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係図書を平成三十一年一月三十一日から同年二月十四日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び浅口市産業建設部まちづくり課において縦覧に供する。）

五 公聴会中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

平成31年1月22日 岡山県公報 第12061号

別紙様式

意見書

平成31年1月22日付けの岡山県公報で公告された鴨方都市計画道路の変更に
関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

（注）「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔二八〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成三十一年一月二十二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 開催期日

平成三十一年三月十九日午後二時から

二 開催場所

浅口郡里庄町里見一一〇七番地二 里庄町福祉会館二階講義室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成三十一年一月三十一日から同年二月十四日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は里庄町農林建設課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができず、者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

鴨方都市計画道路の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成三十一年一月三十一日から同年二月十四日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び里庄町農林建設課において縦覧に供する。）

五 公聴会の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

平成31年1月22日 岡山県公報 第12061号

別紙様式

意見書

平成31年1月22日付けの岡山県公報で公告された鴨方都市計画道路の変更に
関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

（注）「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔二九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字南国府東三八一―二、三八六―六、三八六―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央三丁目一三―一二四メゾネット総社一〇一号

横道 伸克

三 許可番号

岡山県指令建指第二一四号

〔三〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音軽部字当分六八〇―一、六八〇―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市清音三因三八八―二

江口 仁計

広島県広島市南区出汐二丁目三―五六―二一〇二号

掛水 孝朗

掛水 智美

三 許可番号

岡山県指令建指第二六二号

〔三一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音三因字鋳物師谷九八五―四、九八五―一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市真備町岡田一六四―二七

西山 堅

三 許可番号

岡山県指令建指第二九二号

〔三二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市穂崎字福吉一六二四―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市穂崎一六二五

安井陽次郎

三 許可番号

岡山県指令建指第二八七号

〔三三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市地頭片山字片山ノ上四四七一、四四八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅南一丁目三〇―二メイプルハウス一〇五号室

友野 洋

三 許可番号

岡山県指令建指第二四二号

平成31年1月22日 岡山県公報 第12061号

〔三四〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十一年一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 四四六式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成三十年十一月二十八日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社ラインズオカヤマ

備前市伊部一七二番地の一

五 落札金額

四九、〇八三、一九二円（うち消費税額及び地方消費税の額三、六三五、七九二円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成三十年十月十六日

◎岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会公示第一号

岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会事務規程第七条第一項の規定により、第五十九回岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成三十一年一月二十二日

岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会

会 長 井 本 瀧 雄

一 日時

平成三十一年二月八日（金）

午後二時から

二 場所

岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリティまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 平成三十一年度における各種漁業の入会調整について

第二号議案 会長及び会長代理の任期満了に伴う改選について